

仕 様 書

1 業務名

左京土木みどり事務所トイレタンク修繕

2 業務の目的

左京土木みどり事務所に設置されているトイレのタンク修繕

3 履行期間

令和8年10月31日まで

4 履行場所

左京土木みどり事務所（左京区高野竹屋町4）

5 業務範囲

別紙 写真のとおり

6 業務内容

- （1）左京土木みどり事務所のトイレタンクが故障して水が止まらない状況のため、タンクごと交換し使用できるようにすること。
- （2）新たに設置するタンクについては、既存と同等品以上のものとし、事前に本市担当職員の承認を得ること。
- （4）業務完了後、写真（着手前、施工中、完成後）を提出すること。

7 支払条件

履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- （1）修繕に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- （2）撤去した資材等は適切に処分すること。
- （3）トイレ利用者、事務所職員等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- （4）作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- （5）作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- （6）作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

（別紙）

1 トイレタンク全景



2 トイレタンク内部

